

鳥取縣公報

第七百五十三號

昭和十一年八月二十一日

金曜日

訓令

◇鳥取縣訓令甲第九號

警察署長
消防組頭

消防手信號左ノ通定ム

昭和十一年八月二十一日

鳥取縣知事 立田清辰

- 一 信號ハ晝間ハ手、手巾、旗等ヲ用ヒ夜間ハ燈ヲ以テ空間ニ『右字』ヲ描クモノトス
- 二 信號方法ハ左ノ如シ

文	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
字					

信	文	信	文	信	文	信	文
號	字	號	字	號	字	號	字
イ	ヘ	ル	タ	ナ	ラ	ム	ウ
□	ト	オ	レ	シ	ツ	ヅ	キ
ハ	チ	ワ	ッ	ク	カ	ツ	ネ
ニ	リ	カ	ッ	ク	カ	ツ	ネ
ボ	ヌ	ヨ	ネ	キ	ヨ	ネ	ボ

信	文	信	文	信	文	信	文
號	字	號	字	號	字	號	字
ナ	ノ	ケ	ケ	ミ	シ	エ	ヒ
ヤ	オ	フ	フ	ア	サ	キ	ユ
△	ク	コ	コ	ア	サ	キ	ユ
ウ	ク	コ	コ	ア	サ	キ	ユ
ヤ	ヤ	エ	エ	ア	サ	キ	ユ
マ	マ	テ	テ	ア	サ	キ	ユ
イ	マ	テ	テ	ア	サ	キ	ユ

信	號	ㄣ	シ	ㄩ	ヒ	モ
文	字	セ	ス	ン		
信	號	→	⇒	三	四	五
文	字	一	二	三	四	五
信	號	六	七	八	九	十
文	字	濁音	半濁音	長音	起信	終信及受信

信	號	↘	○	↓	↘	上兩手ヲ高ク
文	字	訂正				
信	號	ㄣ				

告示

◆鳥取縣告示第四百六十六號

青年學校令ニ依リ左記私立青年學校ヲ昭和十一年八月一日設置ノ件認可セリ

昭和十一年八月二十一日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

一名 稱 鳥取縣氣高郡湖山村日本製絲株式會社湖山工場

私立 汗愛女子青年學校

一位 置 鳥取縣氣高郡湖山村一二五八番地

01040

一 開校年月日 昭和十一年八月一日

◆鳥取縣告示第四百六十七號

左記墓地ハ今回整理ノ爲改葬サルベキニ付有縁者ハ昭和十一年八月三十一日迄ニ管理者宛申出ララルベク若シ期日迄ニ申出ナキモノハ管理者ニ於テ適宜處理スベキ旨照會アリタリ

昭和十一年八月二十一日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

- 一 墓地ノ名稱 札幌市山鼻墓地
 - 二 墓地所在地 (イ) 舊墓地札幌市南二十九條西十一丁目
(ロ) 新墓地同 市同 條西十二丁目
 - 三 墓地管理者 札幌市南二十九條西十丁目 安 富 賢 亮
- 山鼻墓地管理事務所

○鳥取縣告示第四百六十八號

米穀生産費調査員左記ノ通解囑並囑託アリタリ

昭和十一年八月二十一日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

01041

氏 名	擔當調査區域	職務ヲ執ルベキ場所	解囑並囑託年月日
市川 政太郎	西伯郡手間村	手間 村 役 場	昭和十一年八月六日
囑託者 古木 忠 次	全	全	全

公 告

鳥取市都市計畫事業準備ノ爲土地立入測量ノ件左ノ通八月十五日付許可セリ

昭和十一年八月二十一日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

- 一 起業者 鳥取市長
- 一 事業ノ種類 都市計畫
- 一 立入ルヘキ土地ノ區域 鳥取市東品治村、吉方村、川外大工町
- 一 立入期間 自昭和十一年八月二十日
至昭和十一年九月三十日